

入札説明書

大峯縦走線道路（歩道）整備工事測量設計業務委託

第 070101 号

令和 7 年 8 月

奈良県環境森林部 景観・自然環境課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、一般測量部門および建設コンサルタント（「森林土木」もしくは「造園」）部門の資格を有すること。
- (2) 奈良県内に本店又は営業所（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限り、）を有すること。
- (3) 次に示す技術者を、この業務を行う期間中配置できること。

なお、配置する技術者は雇用関係（代表者可）にある者とする。

○測量業務

・主任技術者

測量士の資格を有し、十分な実務経験を有する者でなければならない。また競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

○設計業務

・管理技術者

・照査技術者

次のいずれかに該当する者であること。

① 技術士（部門は問わない）

② 林業技士（部門は問わない）

③ R C C M（部門は問わない）

④ 建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当する者

- (4) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2

条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- (8) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札の手続

- (1) 入札書は、入札公告第3に示す期限内に提出してください。
- (2) 入札書は中封筒に入れ封印処理の上、二重封筒で書留郵便により提出してください。詳細は入札公告第3に示すとおり。
- (3) 一度提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (4) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認並びに施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。くじは、入札者本人又は開札立会及びくじ引きに係る権限について委任を受けた代理人が開札会場にいない場合、入札執行事務に係る職員の代わりにくじを引きます。くじの方法については、別紙「くじによる順位の決定方法について」によります。
- (2) 開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し入札結果を郵便により通知します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

5 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な業務の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。また、必要に応じて施工体制確認調査書類に基づいた聞き取り調査を実施します。聞き取りに応じない場合は失格となるとともに、入札参加停止を受けることがあります。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

「競争入札参加資格確認申請書（様式 S 1）」

- * 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日号外建設省告示第 717 号。以下同じ。）第 2 条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式 S 1 に記載し、同規程第 7 条の規定による現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの）の表紙の写しを添付してください。

(2) 施工体制確認調査提出書類

ア	施工体制確認調査報告書	様式 1
イ	業務履行に関する実施体制図（測量等調査業務）	様式 2
ウ	業務履行に関する実施体制図（建設コンサルタント業務）	様式 2
エ	配置予定技術者名簿	様式 3
オ	積算内訳書	様式 4
カ	手持ち機械等の状況	様式 5
	（測量業務又は地質調査業務に限り必要）	様式 5
キ	手持ちコンサルタント業務等の状況	様式 5

- * 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付してください。

- * 様式 3 の配置予定技術者名簿に記載する技術者については、1 の（4）に示す資格を有することが確認できるように記載してください。

- * 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。

- * 下記の場合も契約審査会により適正な業務の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

- ア 施工体制確認調査に協力しない場合
- イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合
- ウ 提出書類が設計仕様等に適合しない場合
- エ 提出書類が入札金額に適合しない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

カ 上記のほか、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出期限 入札公告第4に示す期限までに提出してください。

＊ 期限までに提出されない場合は失格となります。

＊ 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(5) 提出方法 郵送または持参により提出してください。

(6) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

6 技術者の配置

落札者は5の(2)エに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

7 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

なお、本件は電子契約の対象です。電子契約を希望する場合は、落札決定後速やかに電子契約同意書兼メールアドレス確認書を9に記載の提出先に電子メールで提出してください。

8 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

9 関連情報を入手するための照会窓口

(1) 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

奈良県 景観・自然環境課 自然公園係

電話 0742-27-7479

(2) 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出先（落札者のみ）

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30

奈良県 景観・自然環境課 自然公園係

電話 0742-27-7479

メールアドレス shizenkoen@office.pref.nara.lg.jp

(様式S 1)

競争入札参加資格確認申請書 (事後確認)

年 月 日

奈良県知事 山下 真 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号

連絡先ファクス番号

令和7年8月7日付けで公告のありました 大峯縦走線道路(歩道)整備工事測量設計業務委託 第070101号に係る競争入札に参加資格について、確認されたく、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、この申請書及び添付書類の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

1 建設コンサルタント登録規程に基づく登録の状況

登 録 番 号	登 録 年 月 日

注 ・この申請書は、開札後、入札執行者の指示により、落札候補者が提出してください。提出は郵送または持参によります。

・建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日号外建設省告示第717号。以下同じ。)第2条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式S1に記載し、同規程第7条の規定による現況報告書(直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの)の表紙の写しを添付してください。